

## 第1章 予防対策

### 第1節 調査・研究の取組

本計画が対象とする緊急事態には様々な事案があり、その事案に即した専門的な調査・研究は予防措置や対処活動に不可欠となります。各所管局は、関係機関等からの協力を得て、事例など必要となる調査資料の収集及び研究について積極的に取り組みます。

### 第2節 職員への研修

研修等あらゆる機会を捉え事件等の緊急事態に関する基礎知識の周知徹底を図るとともに、所管する事件等の緊急事態に関する実務について習得します。

### 第3節 市民への情報提供（知識の普及）

事件等の緊急事態に備えるために関係する調査・研究の成果などについて効果的な情報提供を行い、市民への危機管理知識の普及や高揚を図ります。

訓練による普及	各種訓練の実施を通じ、職員の事件等の緊急事態に関する知識及び技能の習得とあわせて、住民に対する危機管理知識の普及を図る。
印刷物による普及	1 「広報よこはま」、「暮らしのガイド」等による。 2 危機管理に関するパンフレットを作成し、配付する。
インターネット等による普及	1 ホームページによる情報提供 2 防災情報Eメール、Yahoo! 防災速報、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用
報道機関による普及	1 各新聞社に対し危機管理の資料を提供し、普及についての協力を依頼 2 神奈川新聞の本市契約欄を利用 3 ラジオ及びテレビ等を利用 4 各放送局の自主制作番組を利用
講習会による普及	1 区局が行う地域住民に対する各種危機管理の講習会等による普及 2 各種団体及び関係者等を対象とする講習会等による普及

### 第4節 訓練の実施

訓練は、実際に事件等の緊急事態が発生した場合の対応への備えとして不可欠です。各区局においては、いざという時に備えて積極的に訓練を実施します。

## 第2章 事件等の緊急事態体制の整備

### 第1節 情報受伝達手段の確保

本市では、防災を中心とした防災情報通信基盤網が整備されています。事件等の緊急事態に対する情報受伝達においてもこれらの情報システムや資機材を最大限活用して、情報受伝達手段を確保するとともに、通信機器の機能停止など、最悪の状況を想定した場合の情報受伝達手段についても明確にします。

#### 1 危機管理システム

危機管理システムは、市危機管理室と各区役所、関係局を YCAN（市内 LAN）を通じて、各種気象情報、注意報・警報や地震情報等の受伝達及び被害の集計等を行うシステムで、迅速、的確な危機管理対策の実施を情報面から支援するとともに、各所に設置したカメラの映像を出力できる機能を有するシステムです。

※YCAN：防災行政用無線でバックアップされた市内専用のネットワーク

#### 2 防災行政用無線網

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶMCA無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

多重無線及びMCA無線は区役所や防災関係機関等に固定局を設置し、無線統制局や中継局を経由して、無線電話、FAX等による一斉指令または個別通話等ができます。

デジタル移動無線は、地域防災拠点に半固定型の機器を設置しており、無線電話による個別通話やグループ通話等ができます。

全市移動無線及び地区移動無線には、基地局及び移動局があり、同一チャンネル間のグループ通話等ができます。

また、危機発生時には、一斉通報（音声・FAX）、回線統制等の機能によって迅速・的確な情報の収集、伝達が行えるほか、平常時には、一般行政事務にも使用でき、特に、固定系無線及びデジタル移動系無線については、一般の電話及び携帯電話と同じように使うことができます。

#### 3 災害時安否情報システム

災害時安否情報システムは、大規模災害時などにおいて、地域防災拠点等に避難した方の安否情報（情報公開に同意した方のみ）をNTT レゾナント㈱の運営するJ-ampi（安否情報まとめて検索）のWebサイトに掲載し、インターネットで市民等がその情報を確認することができるシステムです。

#### 4 高度安全安心情報ネットワーク（ASIN）

消防司令センターと市庁舎、区役所、消防署及び病院等の関係機関を大容量光回線で結び、本市及び関係機関からの情報を集約、ビジュアル化した上でこれらの映像を共有するものです。また、携帯電話網を利用することで消防車両等の現在位置情報や災害現場の映像を把握することができます。

## 5 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、参集事案が発生した際に、職員があらかじめ登録した各自のEメールアドレスに情報を配信し、職員が自身の安否情報及び参集見込み時間を職場に報告することで、各職場においてそれらを一覧表で効率的に把握するためのシステムです。

## 6 繁華街安心カメラシステム

市民をはじめ、国内外から多くの人を訪れる市内都心部の主要繁華街5地域（横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺）において、人々が安心して過ごせるように、災害等の緊急事態への対処及び予防等に活用することを目的として設置しています。災害や事故等が発生した際には、映像により早期に現場の状況が把握できるほか、緊急事態に迅速に対処できます。また、本市が行う大規模なイベント等の安全対策などに活用できます。

### 第2節 情報連絡資機材の点検・整備

各区局は、情報連絡資機材の点検・整備などを実施し、緊急時に有効に活用できるようにします。点検に関しては、担当部署の役割、定期点検期日、点検内容、報告等を明確にして、故障・不備に関しては早急な整備を実施するものとします。

<参考>

横浜市防災行政用無線局管理運用規程（平成元年達第22号）

### 第3節 救助・救急体制の強化

#### 1 医療機関との協議

医療局、健康福祉局及び総務局は、救助・救急活動の適正を期するため、医療関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともに、あらかじめ事件等の緊急事態発生時における医療機関等に係わる次の事項を確認しておきます。

救急活動上 必要な事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件等の緊急事態発生時における情報連絡、通信体制</li> <li>2 医療機関の災害時応需体制、職員の職員配備計画</li> <li>3 YMAT、DMAT等の要請基準及び、現場派遣方法</li> <li>4 災害医薬品等の備蓄、緊急調達及び輸送方法</li> <li>5 地域医療搬送及び広域医療搬送体制</li> <li>6 その他必要な事項</li> </ol>
----------------	--

## 2 関係機関との協議

総務局及び関係区局は、事件等の緊急事態発生時における総合的な現場活動体制を確立するため、警察等の関係機関と緊密な連絡を図り、あらかじめ次の事項について協議し、確認しておくものとします。

協議・確認事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急事態発生時の交通規制措置</li> <li>2 要請に基づいて出動する関係機関の派遣車両の編成、派遣人員</li> <li>3 現場における任務分担</li> <li>4 仮設救護所の設置</li> <li>5 現場指揮の調整</li> <li>6 各機関相互の現場連絡及び情報の交換</li> <li>7 各機関の保有する救急用資機材の備蓄及び調達要領</li> </ol>
---------	---

## 3 救助・救急用資機材の調達及び整備

消防局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部及び関係局は、過去における事件等の緊急事態発生の教訓と将来発生が予想される事件等の緊急事態を考え合わせ、活動に必要な救助・救急用資機材を逐次整備し、機動力の充実と的確な医療、診療体制の確保に努めるものとします。

## 第3章 組織体制の強化推進

事件等の緊急事態発生時には、初期段階での対応がその後の危機管理対策の成否に重大な影響を及ぼします。

このため、初期体制の強化の取組や迅速な要員の確保、関係機関との連携など危機管理体制を強化する必要があります。

この章では、危機管理体制を強化推進するにあたって必要な施策について定めています。

### 第1節 初動体制の強化

#### 1 夜間休日等の緊急体制

##### (1) 消防司令センターの体制

消防司令センターでは、司令課担当課長以下の当直体制により、24時間情報収集・伝達体制を確保しています。

なお、緊急事態等に関する情報を入手した場合は、直ちに危機管理室等へ連絡し、連携して初動体制の強化を図ります。

##### (2) 市庁舎の体制

###### ア 危機管理宿日直制度

夜間、休日等における危機発生時の、職員の参集体制決定に必要な初期情報の収集整理及び状況判断を行うため、総務局の職員が輪番制により宿日直に従事します。

任務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件等の緊急事態発生後の被害等に関する情報収集及び連絡</li> <li>2 市緊急事態対策本部又は市緊急事態警戒本部の設置準備業務</li> <li>3 総務局危機管理室長、危機管理部長、危機管理課長及び緊急対策課長等との連絡</li> <li>4 関係機関、報道機関等との連絡、情報提供等</li> <li>5 災害応急対策員への指示</li> <li>6 その他、事件等の緊急事態対策上必要な事項</li> </ol>
----	---

###### イ 区防災宿日直制度

夜間、休日等における事件等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、区において、次の任務について、別に指定した職員(以下「防災宿日直職員」という。)が輪番制により宿日直に従事しています。

なお、防災宿日直制度を実施していない区については、区運営責任職で編成する輪番制の班体制等により、情報の收受、指令伝達等の応急対策を実施します。

任務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事件等の緊急事態発生後の被害等に関する情報収集及び連絡</li> <li>2 区緊急事態対策本部又は区緊急事態警戒本部の設置準備業務</li> <li>3 区長、副区長及び総務課長等との連絡</li> <li>4 関係機関、報道機関等との連絡、情報提供等</li> <li>5 その他、事件等の緊急事態対策上必要な事項</li> </ol>
----	---

###### ウ 災害応急対策員

総務局緊急対策課に配置する「横浜市災害応急対策員」が、夜間、休日等の警戒勤務に従事し、事件等の緊急事態発生時には、危機管理宿日直者の指示に従い、関係区局との情報受伝達、市民への情報伝達、関係区局への指示の伝達等の緊急対策を実施します。

**エ 緊急対策チーム**

多数の市民の生命・財産を脅かす事件等の緊急事態が発生した場合又はその発生のおそれがある場合には、専門的知識や経験を有する本市職員で構成する緊急対策チームを招集し、事件等の緊急事態発生直後の限られた情報から被害状況を推定するとともに、幹部会議開催までの間、対処方針を市長及び危機管理監に進言し、市長の意思決定を補佐します。

**オ 区役所と消防署の連携**

夜間・休日に事件等の緊急事態により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、消防署が区役所に代わって実施できる事項は次のとおりです。

**(7) 初期情報の提供**

消防署から区総務課長又は防災宿日直者に発災初期の情報を連絡します。

**(4) 情報の収集・集約**

消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を消防署で取りまとめます。

**(ウ) 市民への情報提供**

広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を市民に提供します。

**(エ) 避難場所の開設要請**

緊急の場合（住民に危険が及ぶおそれがあると認める場合）に、消防署から避難場所の開設を関係者に要請します。

**2 早期体制確立のための職員配置**

区役所の経営・運営責任職の一定割合を、当該区又はその周辺区の居住職員とするよう人事配置上の配慮をすることとし、区緊急事態対策本部の早期設置が図られるよう努めます。

**3 早期体制確立のための代理者の事前指定****(1) 市本部長の代理順位の指定**

市長が不在又は欠けた場合、横浜市緊急事態対策本部長（以下「市本部長」という。）の権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を、副市長、危機管理監、局長の中から指定します。

**(2) 局長及び区本部長の代理順位の指定**

局長又は区長が不在又は欠けた場合に、局長、区緊急対策本部長（以下「区本部長」という。）の権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を、所属動員される当該区局の部長・課長相当職の中から指定します。

**第2節 事件等の緊急事態組織体制の種類**

本市では、次の組織体制により緊急対策を実施します。

なお、各体制における本部長等、本部の運営、活動項目の細部については、第3部以降に定めます。

## 1 警戒体制

### (1) 目的

警戒体制は、被害の状況が不明確な事件等の緊急事態発生初期の段階において、直ちに情報収集、伝達ができる体制を立ち上げ、その後の事件等の緊急事態の推移状況に応じた体制の強化が迅速に行えることを目的としています。

### (2) 警戒体制の確立

本計画において想定している事件等の緊急事態の発生が予想される場合又は発生した場合は、関係区局は、ただちに警戒体制を確立します。

なお、必要に応じて主たる所管局は、関係区局の調整を行う連絡会等を設置します。

### (3) 活動の概要

上位の体制への移行を考慮した職員の連絡体制の確保、情報の収集伝達などが主な活動です。

## 2 緊急事態警戒本部体制

### (1) 横浜市緊急事態警戒本部

相当の被害が発生し、又は予想される事件等の緊急事態に対して、複数の局の対応が必要な場合で、市緊急事態対策本部の設置に至らない場合は、関係局による横浜市緊急事態警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置します。

### (2) 区緊急事態警戒本部

副区長が必要と認めた場合又は横浜市緊急事態警戒本部長（以下「市警戒本部長」という。）から設置の指示があった場合、区緊急事態対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置します。

なお、区警戒本部の設置区は、原則として事件等の緊急事態発生区とし、必要に応じて総務局危機管理室長が周辺区又は全区における設置を指示します。

### (3) 活動の概要

事件等の緊急事態の種別、規模、避難・受入の要否などに応じて、構成区局の事務分掌に応じた必要な活動を実施します。

## 3 緊急事態対策本部体制

### (1) 横浜市緊急事態対策本部

大規模な被害等が発生し、又はその規模に至るおそれがあると認められる場合で、その事件等の緊急事態が社会的に著しい影響を生じ、又は生じるおそれがある場合、あるいは、市長が必要と認めた場合は、関係局により構成する横浜市緊急事態対策本部（以下「市本部」という。）を設置します。

### (2) 区緊急事態対策本部

区長が必要と認めた場合又は市本部長から設置の指示があった場合、区緊急事態対策本部（以下「区本部」という。）を設置します。

なお、区本部の設置区は、原則として事件等の緊急事態発生区とし、必要に応じて市長が周辺区又は全区における設置を指示します。

### (3) 現地本部

事件等の緊急事態の規模及び態様により、現地において緊急対策を推進するうえで、市長が必要であると認めた場合に設置します。

### 第3節 配備・動員計画の策定

#### 1 配備・動員計画の基本

##### (1) 動員の区分

事件等の緊急事態の発生時における職員の配備・動員は、市本部動員を除いて、所属動員を原則とします。市本部動員者は、事件等の規模及び被害の大小等により必要に応じて動員します。

ただし、区局長は、必要と認める場合、各区局内において職員の所属する課、係等以外の場所に動員を命じることができます。

##### (2) 配備人員

配備人員は、原則として区局で配備計画を策定し、事件等の緊急事態の発生状況に応じた必要な職員の動員を行います。

#### 2 動員対象者

各区局の配備・動員計画を原則として、本市に所属する職員(横浜市以外の関係機関・団体等＝本市機構図で表示する各区局等以外の機関等への出向・派遣職員を除く。)を動員対象とします。ただし、次の場合については、動員対象としません。

項目	範囲
配備・動員の対象としない職員	1 長期にわたる病気や怪我などの身体的な理由により、緊急対策を実施することが困難であると所属の区局長が認めた場合 2 妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、緊急対策に従事することが困難であると所属の区局長が認めた場合 3 その他、所属の区局長が認めた場合

#### 3 動員の命令及び参集

##### (1) 動員命令の伝達

対象職員に対する動員命令は、職員安否・参集確認システムによる伝達を行う他、各所属の電話連絡網などにより伝達します。

##### (2) 職員の配備及び参集

勤務時間内外を問わず、動員対象職員は、配備計画に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行するものとします。

なお、勤務時間外において、動員命令を受けた場合は、速やかに参集するものとします。

### 第4節 関係機関等との連携強化

#### 1 区局長の責務

##### (1) 協定等の締結の促進

区局長は、事件等の緊急事態における市民の安全と市民生活の安定を確保するため、所管する業務に関して必要な協定等の締結を推進します。

##### (2) 協定等の実践力、即応力の向上

区局長は、所管する協定について、事件等の緊急事態発生時に円滑に機能させるため、協定締結先との連携強化を図り、実践力、即応力の向上を図ります。



## 2 関係機関相互の連携強化

### (1) 横浜港保安委員会・横浜港保安対策協議会

本市では、港湾関係機関・団体等からなる横浜港保安委員会及び横浜港保安対策協議会を設置し、横浜港に不測の事態が生じた場合の港湾関係者による連絡・協力体制の確立や、関係者間の連携による保安の向上と入出管理の強化を図っています。

### (2) 横浜港危機管理メンバー

横浜港における水際危機管理のコアメンバーとして、横浜港港湾危機管理官（横浜海上保安部長）の下、情報連絡や警戒の強化などについて、横浜港保安委員会における行政機関相互の危機管理に関して、連携強化を図っています。